

医政発 0330 第 18 号
令和 5 年 3 月 30 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 労 働 省 医 政 局 長
(公 印 省 略)

異状死死因究明支援事業の実施について

標記については、令和 4 年 3 月 23 日医政発 0323 第 17 号本職通知の別紙「異状死死因究明支援事業実施要綱」により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 5 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

また、貴管下関係者に対しては貴職からこの旨通知されたい。

新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">異状死死因究明支援事業実施要綱</p> <p>1. 目的</p> <p>都道府県知事等が必要であると認めているものの、解剖体制が整っていないことにより解剖が極めて低い実施率にとどまっている現状にかんがみ、都道府県における死因究明の取組に対して財政的支援を実施することにより、死因究明の体制づくりを推進することを目的とする。</p> <p>2. 事業の実施主体</p> <p>本事業の実施主体は、都道府県その他厚生労働大臣が認める者とする。また、事業目的の達成に必要なときは事業を委託することができる。</p> <p>3. 補助基準</p> <p>(1) 都道府県知事等が必要と判断する解剖等(司法解剖(刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定に基づく解剖をいう。)、調査法解剖(警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成24年法律第34号)の規定に基づく解剖をいう。)、病理解剖及び系統解剖を除く。)に係る死因究明の取組であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4. 事業内容</p> <p>(1) 死因不詳の死体に対して、解剖又は死亡時画像診断等の検査を実施する。</p> <p>また、原則として実施施設における全ての小児死亡事例に対し死亡時画像診断を実施するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(削除)</p>	<p style="text-align: center;">異状死死因究明支援事業実施要綱</p> <p>1. 目的</p> <p>都道府県知事が必要であると認めているものの、解剖体制が整っていないことにより解剖が極めて低い実施率にとどまっている現状にかんがみ、都道府県における死因究明の取組に対して財政的支援を実施することにより、死因究明の体制づくりを推進することを目的とする。</p> <p>2. 事業の実施主体</p> <p>本事業の実施主体は、都道府県及びその他厚生労働大臣が認める者とする。また、事業目的の達成に必要なときは事業を委託することができる。</p> <p>3. 補助基準</p> <p>(1) 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づくものとして行われなかった死体の解剖等であって、都道府県知事が必要と判断する解剖等に係る死因究明の取組であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4. 事業内容</p> <p>(1) 行政解剖又は死亡時画像診断等の検査を実施する。</p> <p>また、原則として実施施設における全ての小児死亡事例に対し死亡時画像診断を実施するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 異状死死因究明等を通じて得られた解剖等の事例について検証を行い、死因究明体制</p>

<p>(3) 死因究明等推進基本法（令和元年法律第三十三号）第三十条に基づき、地方公共団体が設置する死因究明等推進地方協議会を開催する際の旅費、謝金、会議費等の支援を行うものとする。</p> <p>5. (略)</p>	<p><u>の充実等を図るため、異状死死因究明支援事業等に関する検証事業の実施主体に対し、実施した解剖等に関する情報を提供するなどの協力を行うものとする。</u></p> <p>(4) 死因究明等推進基本法（令和元年法律第三十三号）第三十条に基づき、地方公共団体が設置する死因究明等推進地方協議会を開催する際の旅費、謝金、会議費等の支援を行うものとする。</p> <p>5. (略)</p>
---	---

異状死死因究明支援事業実施要綱

1. 目的

都道府県知事等が必要であると認めているものの、解剖体制が整っていないことにより解剖が極めて低い実施率にとどまっている現状にかんがみ、都道府県における死因究明の取組に対して財政的支援を実施することにより、死因究明の体制づくりを推進することを目的とする。

2. 事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県その他厚生労働大臣が認める者とする。また、事業目的の達成に必要なときは事業を委託することができる。

3. 補助基準

- (1) 都道府県知事等が必要と判断する解剖等（司法解剖（刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）の規定に基づく解剖をいう。）、調査法解剖（警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成 24 年法律第 34 号）の規定に基づく解剖をいう。）、病理解剖及び系統解剖を除く。）に係る死因究明の取組であること。
- (2) 医療関係団体、大学医学部法医学教室又は病理学教室、警察等との協力体制が整っていること。

4. 事業内容

- (1) 死因不詳の死体に対して、解剖又は死亡時画像診断等の検査を実施する。
また、原則として実施施設における全ての小児死亡事例に対し死亡時画像診断を実施するものとする。
- (2) 死亡時画像診断の有用性等の検証を行うため、死亡時画像読影技術等向上研修事業の実施主体に対し、実施した小児死亡事例の画像情報、画像診断レポート、臨床データ等を提供するなどの協力を行うものとする。
- (3) 死因究明等推進基本法（令和元年法律第三十三号）第三十条に基づき、地方公共団体が設置する死因究明等推進地方協議会を開催する際の旅費、謝金、会議費等の支援を行うものとする。

5. その他

本事業の検証を行うため、事業実績報告の内容を踏まえ、必要に応じて実施主体を対象にヒアリングを行う。